

令和3年度

新型コロナウイルス感染症予防

今井小学校ガイドライン

目次

本ガイドラインについて	1
-------------	---

I 学校運営編

1 感染症予防策の徹底	2
2 教育活動上の留意点	3
3 心のケアについて	8
4 登校の判断	8
5 感染者、濃厚接触者に対する偏見や差別への対処	9

II 臨時休業編

1 新型コロナウイルス感染症と診断された、もしくはその 疑いがある場合、濃厚接触者として特定された場合	9
2 都内感染者の発生状況を踏まえた措置	12

～本ガイドラインについて～

本ガイドラインは、国からの学校再開ガイドラインおよび東京都の感染症予防ガイドラインを踏まえ、青梅市立今井小学校として、学校での集団感染を回避するための指針とする。保護者や地域の方々と共有することにより、児童やご家庭を守るだけでなく、地域の医療崩壊を回避することにつながるを考える。

なお、この取り扱いは当分の間とする。新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化しているため、今後の状況等を踏まえながら、必要に応じて改定や追加をしていく。

教育活動の再開に当たっては、学校において以下の6つの対策を講じる。

感染症対策に関する基本的な考え方

- 手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策を徹底する。
- 学校医や学校薬剤師等と連携した校内保健管理体制を整備する。
- 日常の緊急時における連絡体制を確認する。
- 集団感染のリスクが高い、以下の3つの条件が同時に重なることを徹底的に回避する。
 - ① 換気の悪い密閉空間（密閉）
 - ② 多くの人々が密集（密集）
 - ③ 近距離での会話や発声（密接）
- 感染者・濃厚接触者等に対するいじめや差別的な言動がないように指導する。
- 感染者・濃厚接触者の個人情報の取扱いに留意する。

I 学校運営編

1 感染症予防策の徹底

(1) 児童

- ア 児童は毎朝、自宅で検温し、発熱や咳等の症状が見られるときは、無理をせず自宅に休養する。「健康観察記録表」に毎日記入し、登校時に提出する。
- イ 学校生活では、マスクを着用し、会話を控えるなど、飛沫感染の防止に努める。
- ウ ランドセルの中には、予備のマスクを常備しておく。
- エ ハンカチは、毎日清潔なものを携帯する。児童間での貸し借りは絶対に行わない。
- オ 登校時や中休み、昼休みの外遊び後には、学校で用意したアルコール消毒を行う。体育の授業前授業後、外遊びの後、トイレ使用後には、石鹸を使って手洗いを行う。教職員は、日常的にそれを指導する。
- カ 水道の蛇口からによる感染予防や、こまめな水分補給のために、**児童は水筒を持参**する。中身は水またはお茶とする。休み時間に児童が水分補給を行うことができるよう、教員は日常的にそれを指導する。

(2) 教職員等（外部人材含む）

- ア 教職員は、児童と接することから、手洗いを励行し、マスクを着用する。
- イ 教職員は、毎朝自宅で検温を行い、健康管理に努める。健康状態に不安があるときは、無理に出勤せず、自宅にて休養する。

(3) 校内環境

- ア 校内の水道に石鹸を設置し、手指衛生を保てる環境を整備する。
- イ 教室、廊下等の換気を行う。児童がいる教室は、常時開放しておく。夏場は扇風機を常に回し、ドアや窓を2方向開けることで効果的に換気が行われるように工夫する。エアコン使用中も、換気を行う。（冬場、扇風機は回さず、こぶし1個分窓を開ける。）

- ウ 児童の座席については、可能な限り座席間を離して着席する等、配慮する。
- エ 児童が手を触れる箇所（スイッチ・ドアノブ・手すり、水道の蛇口等）は、1日1回以上、消毒液（0.05%次亜塩素ナトリウム等）を使用して消毒を行う。

2 教育活動上の留意点

通常通りの学校生活に戻していくにあたり、日々、健康観察を十分に行うとともに、これらへの対応が感染症予防対策のためであることを児童が理解し、自ら実践していく態度を身に付けさせていくことが重要である。保護者には、その理解と協力が得られるよう、啓発を行っていく。

（1）家庭との連絡方法

- ア 欠席連絡は、当面の間は電話連絡のみとする。友達へ連絡袋を渡し、欠席を連絡する方法は、当面行わない。
- イ 学校からの欠席児童への連絡方法は、原則電話とする。
- ウ 欠席した児童へ渡す学校から配布する課題やプリント類は、兄弟姉妹がいる児童の場合は、その該当児童に渡す。届ける兄弟姉妹がいない場合は、原則保護者が学校に取りに来ていただく。友達に届けてもらう方法は、当面行わない。

（2）登校時

- ア 児童は登校後、密を避けるため、間隔を空けて整列する。
- イ 専科教員は、8時15分にて児童の健康観察を兼ねて各学年の昇降口前に待機し、アルコール消毒の確認をする。
- ウ 児童は石鹸で手洗いを済ませてから教室に入る。担任は教室で検温表を確認する。カードを忘れた児童に関しては、教室で検温後、連絡帳等に体温を記入し、後日カードに転記する。また、体温の記入漏れに関しては、その場で検温、記入をする。発熱（37.5度以上）が見られた場合は、速やかに応接室に移動させ、保護者に連絡を取り児童の引き取りを依頼する。

エ マスクをしていない児童は、ランドセルの中にある予備のマスクを着用するよう指導する。マスクを忘れた児童には、学校で保管している予備のマスクを渡す。（予備のマスクは数が限られているため、マスクを忘れないよう、家庭に連絡する）

（3）休み時間（5分休み）

- ア 児童同士の距離が保たれるように、担任が教室内の児童を指導する。
- イ マスクの着用を徹底させ、水飲みは持参の水筒による水分補給とする。
- ウ トイレは、入り口に待機ラインとなるテープを貼り、中の人数を制限することで密にならないようにする。トイレの便器には使用制限を設け、隣で並んで使用することがない距離を保つ。

（4）休み時間（中休み・昼休み）

- ア 晴天時は、児童全員が校庭で遊ぶ。しかし、担任が学習指導をしたい児童がいる場合やあまり体調のよくない児童がいる場合は児童が校舎内で過ごすことを可とする。その場合、学年担任のどちらかは教室で児童管理にあたる。
- イ 児童には原則マスク着用を推奨する（着用は強制ではない）。気温が高いとき等、マスクをしながら遊ぶことが困難な場合は外すよう指導をする。マスクは、袋に入れて下駄箱に保管する。教室から移動中の廊下ではマスクを着けるよう指導する。
- エ 過度な身体接触を伴う遊びや球技におけるゲームを当面の間禁止とする。
- オ 各学年の教員のどちらか1名は校庭に立ち、児童同士の距離や遊び方を確認し、必要に応じて指導する。また、授業が入っていない専科教員は休み時間の初め、終わりの昇降口の交通整理やアルコール消毒の確認を行う。
- カ 休み時間終了後は、石鹸を使用しての手洗い・うがいを徹底させる。うがいのときには、水筒の水やお茶を利用してもよい。
- キ 雨天時は、教室内で児童の距離を保ちながら読書とする。本は、家庭か

ら持参し、図書室の利用は中休みのみとする。(本の貸し借りのみ)

(5) 全校朝会・集会・学年集会

- ア 全校児童を集める場合には、短時間に設定して校庭で行う。その際、児童の間隔を十分に開ける。
- イ 校庭が使用できない場合や雨天時は、テレビによる放送で行う。

(6) 感染症対策に留意した各教科の指導

今後の情勢を踏まえ、当面の間は以下の点に留意しながら指導する。

- ア 授業中は、児童、教員ともにマスクを着用する。
- イ 児童が向かい合う座席配置は行わない。
- ウ 児童が学習で共有する教具等は、可能な限り消毒を行うことで実施する。教具の使用前後には、手洗いを徹底する。
- エ 児童同士のもの貸し借りは禁止する。
- オ グループや少人数等での話し合い活動は当面行わない。
- カ 体育の授業では、マスク着用を推奨する。(気温や運動の内容によって着脱を判断する。
 - ・マスクは袋に入れ、運動後にすぐに装着できるよう、下駄箱に保管する。
 - ・授業開始前、終了後に手洗いを徹底させる。
 - ・過度な身体接触を伴う活動は当面の間行わない。
 - ・マスクを外して運動を行う際には、一人一人の間隔を十分に確保できるよう、隊列や待機列を密にならないように指導する。
- キ 音楽の授業における歌唱及び管楽器（リコーダーや鍵盤ハーモニカ等）の演奏は、当面の間行わない。
- ク 家庭科における調理実習は、当面の間行わない。
- ケ 図画工作、美術における児童・生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動は当面の間、行わない。

(7) 体調不良を訴えたとき

- ア 児童が体調不良を訴えた場合は、速やかに保健室等に移動させるとともに、保護者に連絡し、引き渡すことを原則とする。

- イ 平熱より高いもしくは強いだるさ(倦怠感)・息苦しさを訴えるならば、保護者に連絡し、引き渡す。
- ウ 体調不良児の校内の動線の確保
 - ・体調不良で早退する場合、応接室を保護者迎いの待機場所とする。
 - ・待機場所の対応は管理職または専科教諭および空きの教員が対応し、養護教諭は保健室での対応とする。
 - ・早退と判断した場合の担任との情報共有は、校内電話とする。
 - ・児童は応接室で待機し、移動しない。児童の荷物は、担任が応接室まで持ってくる。他の児童には任せない。
 - ・保護者への連絡は、養護教諭から行う。
- エ 児童の様子によっては、救急車の要請をする。

(8) 学校給食

- ア 食事の前には、給食当番はもとより全児童が手洗いを徹底する。
- イ 給食当番の児童は体調不良でないことを確認する。
- ウ 配膳の際は、児童が間隔を空けて並ぶなどの工夫を行う。
- エ 給食当番の白衣は、貸し借りしない。給食当番の児童が欠席し、他の児童が給食当番を代わる場合は、予備の白衣を着る。
- オ 食事の際、マスクは食べ始める直前まで着用し、外したら袋に入れて保管し、食事が終わったら着用する。
- オ 児童が対面して会食する形態を避け、会話を控えさせる。(無言で準備、無言で食事の徹底)

(9) クラブ活動・委員会活動

- ア 委員会活動は、活動内容や協議事項を精選し、短時間で行えるように工夫する。
- イ クラブ活動を実施する際の内容は、「(7) 感染症対策に留意した各教科等の指導」と同様とする。

(10) 学校行事

- ア 行事については、感染拡大状況、青梅市の指針等を参考に内容を決定する。
- イ 個人面談は、保護者の希望制として実施する。日々の教育活動の中で、電話や必要に応じて面談を実施するなどをして、保護者との連携を図る。ただし、面談を実施する際は、感染拡大状況に十分留意する。

(11) 清掃活動

- ア 清掃は、マスクを着用して行う。
- イ 実施前と後で必ず手洗い・うがいを行う。
- ウ 咳エチケットで出たごみ、鼻をかんだティッシュ、汚れたマスク等は、児童自らがビニール袋に入れ、しっかり口をしぼってから持ち帰らせる。
- エ 誰のものか分からないマスクやティッシュ等のごみは、ビニール袋に入れてから、別途用意したごみ箱に入れる
- キ 可燃ごみ等は、教職員が片付ける。(リサイクルごみについては6年生児童が集めてよい)

(12) 保護者会、PTAの会議等

- ア 開催する場合は、当日説明する内容などを文書等で事前に保護者、関係者等に伝え、短時間で開催する。
- イ 会場は、間隔が十分に確保できる広い体育館、会議室、音楽室等で行う。
- ウ 会場当たりの参加人数に配慮し、座席の間隔を空け、十分な換気を行う。
- エ PTA 各委員会の会議等については実施の可否を十分に検討し、実施する際には、ア及びイの内容を徹底する。
- オ PTAの活動については、本部と学校で協議しながらすすめていく。

(13) 登下校指導

特に下校の際は、速やかに自宅等に帰り、立ち話や寄り道などをしないよう指導する。

3 心のケアについて

学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察等から、児童の状況を的確に把握し、健康相談等の実施やスクールカウンセラー等による支援を行うなどして、心の健康問題に取り組む。スクールカウンセラーの面談は予約制のため、希望する場合は担任、養護教諭や副校長へ連絡する。

4 登校の判断

(1) 感染症の予防上、保護者が児童の出席を控えた場合について

新型コロナウイルス感染症の流行に対して、その予防上、保護者が児童の出席を控えた場合の出欠の扱いについては、校長が出席しなくてもよいと認める日として扱うことができる。その際、指導要録上の取扱いは「欠席日数」とはせず、「出席停止の日数」として記録する。

(2) 基礎疾患のある児童および医療的ケアが日常的に必要な児童

ア 基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い児童について、全教職員で共有および把握し、地域の感染状況を踏まえ、主治医や学校医に相談の上、個別に登校の判断をする。

イ 医療的ケア児が在籍することになった場合は、地域の感染状況を踏まえ、主治医や学校医・医療的ケア指導医に相談の上、医療的ケア児の状態等に基づき個別に登校の判断をする。

ウ 登校すべきでないと判断した場合、出欠の扱いは「非常変災等児童生徒等又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱う。指導要録上も「欠席日数」とはせず、「出席停止の日数」として記録を行う。

(3) 海外から帰国した児童について

ア 国や地域を問わず、海外等から帰国した児童については、帰国後2週間は本人又は保護者との連絡を密にし、外出を控え、自宅に滞在するよう要請する。なお、渡航先によっては、日本に帰国した後、検疫所長の指定する場所で14日間待機、公共交通機関の使用自粛要請等もあり得る。

イ これらの場合の出欠の扱いは「学校保健安全法第19条による出席停止」と

して扱う。指導要録上も「欠席日数」とはせず、「出席停止の日数」として記録を行う。

5 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別への対処

感染者、濃厚接触者とその家族、この感染者の対策や治療にあたる医療従事者とその家族に対する偏見や差別につながるような行為は断じて許されないものであり、新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に、このような偏見や差別が生じないように、発達段階に応じた指導を行う。

具体的には、児童同士で、感染症が流行している国や地域に関係している児童に対して感染しているかのように扱うこと、咳をしている児童を非難するような言動、教職員が児童に対して感染者等を差別するような不用意な発言をする等、学校生活の様々な場面で、偏見や差別につながるような行為が行われる可能性が考えられる。児童への指導だけでなく、教職員自身も十分意識し日々の業務を行うようにする。

II 臨時休業編

児童の安全を最優先に考え、学校医や保健所等と連携して、速やかに対応し学校で集団感染を防いでいく。

1 新型コロナウイルス感染症と診断されたもしくは疑いがある場合、濃厚接触者として特定された場合

(1) 児童本人に発熱等の症状がみられ、新型コロナウイルス感染の疑いがある場合

ア 「新型コロナウイルス感染症の疑い」として出席停止とする。

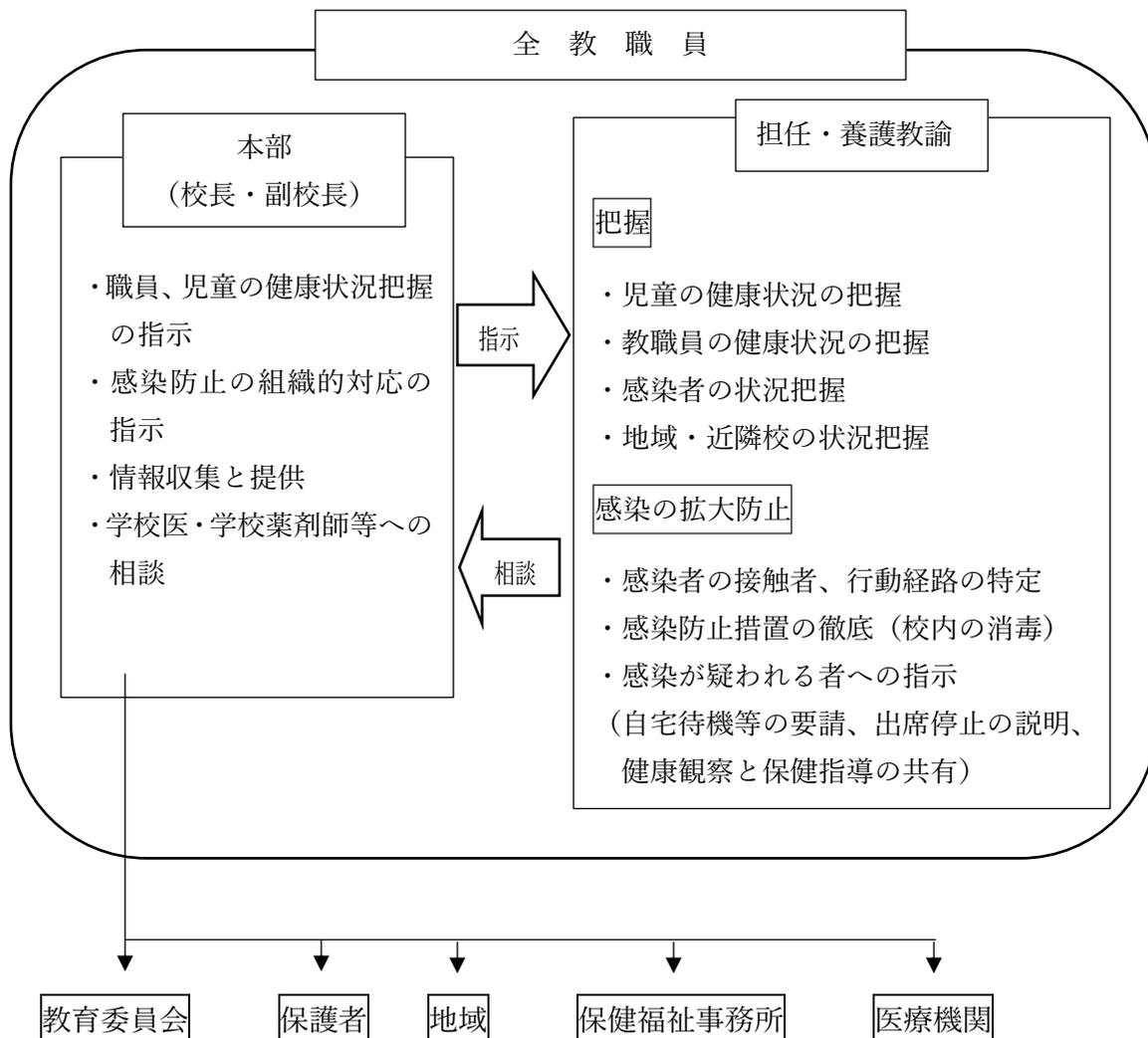
イ 症状の出た日から、医師より登校が可能と診断された日までを期間とする。

(2) 児童が新型コロナウイルスに感染した、または濃厚接触者となった場合

ア 校長は、当該児童について、治癒するまでの間、出席停止とする。

イ 同居家族の感染が判明し、濃厚接触者と認定される前でも、濃厚接触者扱いとする。

- ウ 管理職は、青梅市教育委員会 指導室 指導主事に下記事項を報告する。
下記事項は東京都教育庁をとおして文部科学省に報告する内容であるため、速やかに報告をしなくてはならない。
- ・ 学年
 - ・ 年齢
 - ・ 性別
 - ・ 陽性と判断された日
 - ・ 症状が治癒したと診断された日（治癒したと診断された場合のみ）
 - ・ 感染経路 感染経路の判明の有無、「有」の場合は具体的な感染経路
 - ・ 陽性と診断される日の2週間以内に通学していたか（教育課程に位置付けられていない補習等も含む）
- エ 学校は、西多摩保健所へ報告し、消毒等の指示を仰ぐ。
- オ 学校は保健所の指示に従い、校内に保管してある消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウムを使用し、当該児童の行動範囲等を考慮して校内の消毒を行う。
- カ 学校は、プライバシーに配慮した上で、保護者に対して説明文書を配布する。



(3) 教職員が新型コロナウイルスに感染した、または濃厚接触者となった場合

ア 校長は当該教職員については、治癒するまでの間、休ませる。その場合は「事故欠勤扱い」となる。

イ 管理職は、青梅市教育委員会 指導室 指導主事に下記事項を報告する。下記事項は東京都教育庁および文部科学省に報告する内容であるため、速やかに報告をしなくてはならない。

- ・年齢
- ・性別
- ・陽性と判断された日
- ・症状が治癒したと診断された日 治癒したと診断された場合のみ
- ・感染経路 感染経路の判明の有無、「有」の場合は具体的な感染経路
- ・陽性と診断される日の2週間以内に出勤状況

- ・症状
- ・出勤状況
- ・受診状況
- ・検査状況
- ・児童との接触等
- ・似た症状がある児童および教職員の把握

(4) 感染者が判明した学校の臨時休業の考え方

ア 臨時休業の実施

原則として、臨時休業は実施しない。ただし、校内での集団感染発生が疑われる場合は、必要に応じて「学校全体」「特定学年のみ」「特定学級のみ」等の臨時休業を実施する判断をする。

イ 考慮する点

- ・学校内における活動の態様
- ・接触者の多寡
- ・地域における感染拡大の状況
- ・感染経路の明否

ウ 関係機関

- ・保健所
- ・学務課学務係
- ・指導室
- ・健康課健康推進係
- ・社会教育課（放課後子ども教室「夕やけランド」関係）
- ・子育て推進課（学童保育関係）

(5) その他

学校保健安全法第20条により臨時休業となった場合に備え、児童が家庭で学習が進められるよう、事前に問題集やプリント類等の教材を準備しておく。

2 都内感染者の発生状況を踏まえた措置

青梅市内におけるクラスターの発生状況や市内の患者の発生状況等によっては、一部又は全ての学校において休業措置を行う場合があることをふまえておく。